

はじめに

文化芸術は、人々の生活にゆとりと潤いをもたららし、豊かな人間関係を育むだけではなく、その創造性によって新たな産業を生み出すなどの経済効果をもたらし、ひいては地域の活性化に結びつくなど、大きな可能性を秘めております。

さいたま市では、こうした文化芸術が持つ力を活かし、「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」を創造するため、平成24年4月1日にさいたま市文化芸術都市創造条例を施行しました。

「さいたま市文化芸術都市創造計画」は、この条例に基づき、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定したものです。

計画では、文化芸術に対する子どもの感性の向上や、文化芸術に対する理解及び関心の促進、多様な文化芸術に触れる機会の提供などをはじめとした、7つの基本施策を定め、継続的に取り組むとともに、「文化芸術を活かしたまちの活性化」、「文化芸術都市創造を担う人材の育成」、「さいたま市の魅力ある資源の活用と発信」を3つの重点プロジェクトとして位置付け、今後7年間で特に重点的に取り組むことといたしました。

今後は、この計画のもとに、市民の皆様をはじめ、関係団体等との連携・協働を図りながら、各種施策を積極的に展開し、国内はもとより世界に発信する「文化芸術都市 さいたま市」を創造してまいりたいと考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、多大なご尽力をいただきました「さいたま市文化芸術都市創造審議会」や「文化芸術に関する意見交換会」の委員の方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの皆様に、心から御礼を申し上げます。

平成26年3月

さいたま市長 清水 勇人



目 次

序 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的	2
2 計画期間	2
3 計画の位置付け	3
4 用語の定義	3

第1章 将来像

第2章 文化芸術を取り巻く現状と課題

1 我が国の文化芸術を取り巻く動向	8
2 本市における文化芸術の現状と課題	11

第3章 施策展開

1 施策展開の考え方	16
2 基本施策の展開	17
施策1 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進	19
施策2 文化芸術に対する子どもの感性の向上	21
施策3 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展	23
施策4 文化芸術に対する理解及び関心の促進	24
施策5 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用	26
施策6 多様な文化芸術に触れる機会の提供	30
施策7 文化芸術活動の場となる施設の充実	32
3 重点プロジェクト	34

第4章 計画の推進に当たって

1 施策を実施する上での考え方	40
2 新たな基金の設置	42
3 計画の進行管理	42

参考資料

1 さいたま市文化芸術都市創造条例	44
2 さいたま市文化芸術都市創造計画の策定体制	47
3 さいたま市文化芸術都市創造計画の策定経過	56
4 アンケート調査	58